

## 1. 指名停止対象業者

株式会社トーニチコンサルタント（東京都渋谷区）

## 2. 指名停止期間

令和8年2月6日～令和8年4月19日（2.5か月）

## 3. 指名停止理由

対象事業者は、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。なお、同報第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。

## 4. 指名停止措置の根拠

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号（独占禁止法違反）に該当するため、指名停止期間は（短期）4か月以上（長期）12か月以内の範囲内で措置する。

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第1条の2第1項により、最短の4か月とする。

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第2項第3号に該当するため、（短期）4か月に1か月を加算し、5か月とする。

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」第5条第2項により、期間を1/2に短縮し、2.5ヶ月とする。